㈠　割引率等

記〔２〕一．⑴の表、記〔３〕一．の表Ａ及び表Ｂ、記〔４〕一．の表並びに記〔５〕一．⑴㈡の表に掲げる料金の額中、記㈠の自動車は次に掲げる額を適用する。

①　記〔２〕一．⑴の表に掲げる料金の額に代えて適用する料金の額

（単位：円）

車種区分	料金の額
中　型　車	35.424
大　型　車	48.708
特　大　車	81.18

②　記〔３〕一．の表Ａに掲げる料金の額に代えて適用する料金の額

（単位：円）

車種区分	料金の額
中　型　車	2098.32
大　型　車	2828.94
特　大　車	4614.90

③　記〔３〕一．の表Ｂに掲げる料金の額に代えて適用する料金の額

（単位：円）

車種区分	料金の額
中　型　車	302.3232
大　型　車	359.4444
特　大　車	499.0740

④　記〔４〕一．の表に掲げる料金の額に代えて適用する料金の額

（単位：円）

車種区分	料金の額
中　型　車	302.3232
大　型　車	359.4444
特　大　車	499.0740

⑤　記〔５〕一．⑴㈡の表に掲げる料金の額に代えて適用する料金の額

（単位：円）

車種区分	料金の額
中　型　車	2098.32
大　型　車	2828.94
特　大　車	4614.90

㈡　実施する期間

令和８年10月１日から令和９年６月30日までの間とする。

二．道路運送事業（中型車以上）における価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置としての大口・多頻度割引

㈠　適用する自動車

記〔５〕一．⑷㈠に定める自動車のうち、首都高速道路を通行する中型車、大型車及び特大車とする。

㈡　適用区間

首都高速道路全線とする。

㈢　割引率等

①　車両単位割引

記〔５〕一．⑷㈡①中、記㈠の自動車は次に掲げる割引率を適用する。

Ａ　記〔５〕一．⑷㈡①表Ｂに掲げる割引率に代えて適用する割引率

月　間　利　用　金　額	割引率
5,000円以下の部分	０％
5,000円を超え、10,000円までの部分	５％
10,000円を超え、30,000円までの部分	10%
30,000円を超える部分	15%

Ｂ　記〔５〕一．⑷㈡①表Ｅに掲げる割引率に代えて適用する割引率

月間要件通行利用金額	割引率
10,000円以下の部分	０％
10,000円を超える部分	５％

②　契約単位割引

記〔５〕一．⑷㈡②の規定にかかわらず、記〔５〕一．⑷㈠に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計（記〔５〕一．⑷㈡②の月間利用金額の合計をいう。）が100万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（記〔５〕一．⑷㈡②の月間平均利用額をいう。）が５千円を超える場合にあっては、当該利用者の記㈢①に定める割引率適用前の月間利用金額の合計（記㈠の自動車の月間利用金額の合計に限る。）に対し５％の割引率を適用する。

㈣　実施する期間

令和12年７月１日から令和13年３月31日までの間とする。

〔７〕　料金の徴収期間

平成18年４月１日から令和56年３月20日までとする。

〔８〕　実施期日

この公告に係る料金の額及び徴収期間は、特に定める場合を除き、令和８年10月１日から実施する。